が変わります

#### 広報かんら 3しらせ版

No.1220



#### お知らせ

## 全国瞬時警報システム

緊急地震速報訓練を実施

## ₩ 6月15日水 午前10時ごろ

問い合わせ 地震や武力攻撃などの緊急情報 が全国一斉に実施されます。 が中止となる場合があります。



総務課庶務係

## 制度の一部が変わります

児童手当

○所得制限限度額・所得上限限度額での児童を養育している人対象者 町内在住の中学校卒業ま

(JF

4年6月~9月分)から所得上限すが、令和4年10月支払分(令和律5000円)が支給されていまで、令和4年10月支払分(令和額を超えている場合、特例給付(一額を超えている人が所得制限限度を養育している人が所得制限限度

ることができます。 総立表を参照) のことができます。 のことができます。 のことができます。 のことができます。

	所得制限限度額 (特例給付)	所得上限限度額 (新設)
支給額 児童1人あたり)	一律5,000円/月	0円(支給なし)
扶養親族 などの数	受給者の所得額 (控除後の所得額)	
人〇	622 万円	858 万円
1人	660 万円	896 万円
2人	698 万円	934 万円
3人	736 万円	972 万円
4人	774 万円	1,010 万円
5人	812 万円	1,048 万円
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		

を加算した額(70歳以上の人に限る)または老人扶養親族がいる人の限度額は、右扶養親族がいる人の限度額は、右扶養親族がいる人の限度額は、右扶養親族がいる人の限度額は、右



## ◎現況届が省略されます

限度額が新設されます。

所得額が

所得上限限度額を超えている場合、

当する人を除いて、現況届の提出が変わっていなければ、左記に該いしていますが、児童の養育状況毎年6月に現況届の提出をお願

## 現況届の提出が必要な人

は不要です。

▼配偶者からの暴力などにより、▼配偶者からの暴力などにより、

▼離婚協議中で配偶者と別居して▼支給要件児童の戸籍がない人

▼その他、町から提出の案内が

認ください。 詳しくは町ホームページをご確

にこにこ甘楽

**8**(67) 福祉課こども係 4



#### 児童扶養手当受給要件が変わります

扶養手当を受給できなかった人もされたことにより、いままで児童児童扶養手当の受給要件が改正

係にご相談ください。 後の要件に該当する場合は、福祉受給できる場合があります。改正

# 害の状態の基準が変更されました◎視覚障害・視野障害に関わる障



# 緩和されました◎「父または母が引き続き1年以上

は できないと判断される場合」は、 できないと判断される場合」は、 できないと判断される場合」は、 はる現実の扶養を期待することが よる現実の扶養を期待することが はる時に該当するなど、事実関係を が経続のに考慮し、判断することに が経過棄の認定について、離婚調停

#### 問い合わせ

福祉課福祉係にこにこ甘楽

